



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 210 号

平成 29 年 8 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



ミクニワールドスタジアム北九州

小倉北区浅野三丁目にある球場。JR小倉駅から徒歩7分で新幹線停車駅からは全国一という近さ。バックスタンドは海に隣接しており、プレー中のボールが海に飛び込む可能性もあるが設置コストとボールの不法投棄防止を考慮して、敢えて防球ネットを設置せず、ボールは試合の運営主催者に自ら回収させるという。海からの近さ故に、バックスタンドコンコースには「魚つり禁止」の注意書きが設置されている。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8000円）について所得控除を受けることができます。

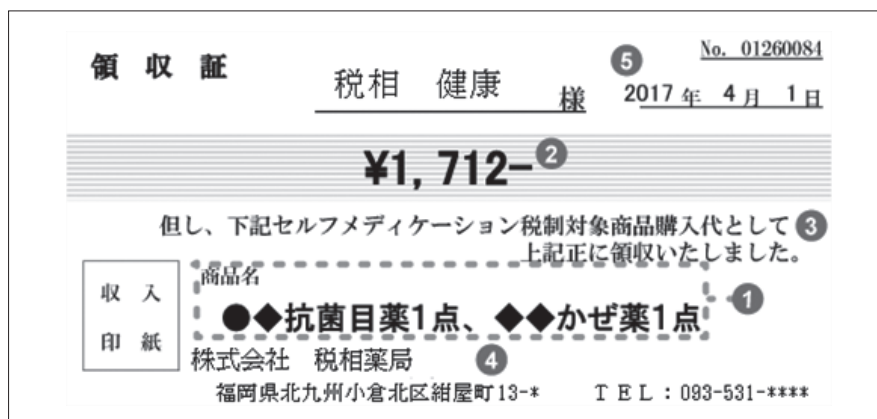
確定申告の際に必要な書類を記載していきますので、該当される方は確定申告の際に提出・提示下さい。

1. 「セルフメディケーション税制」の申告時には、該当の医薬品を購入したことを示す領収書（レシート）が必要となります。

主な領収書（レシート）のサンプルを掲載しておきました。いずれの場合も

- ① 商品名
- ② 金額
- ③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④ 販売店名
- ⑤ 購入日

の5項目が必須となっています。これらが記載されていない場合はお店（企業）にご確認下さい。



←対象製品の多くには共通識別マークが入っています。

2. 「セルフメディケーション税制」の申告時には、健診の結果などを提示し、実際に「健康の保持増進及び疾病の予防」に取り組んでいることを証明する書類が必要となります。

提出書類には次の①～③の記載が必要です。

- ① 氏名
- ② 取組を行った年（2017年1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）
- ③ 事業を行った保険者、事業者もしくは市町村（特別区を含む）の名称または診察を行った医療機関の名称、もしくは医師の氏名。

具体的な取り組みの証明方法は(1)～(5)となります。



(1) 特定健康診査（メタボ健診）

【必要書類】 以下A、B、Cのいずれか

- A 領収書（原本）
- B 結果通知書（コピー可）
- C 証明依頼書・・・A及びBに「特定健康診査」又は保険者名の記載がない場合

(2) 予防接種（インフルエンザ等）

【必要書類】 以下A、Bのいずれか

- A 領収書（原本）
- B 予防接種済証（原本）

(3) 市町村のがん健診

【必要書類】 以下A、Bのいずれか

- A 領収書（原本）
- B 結果通知表（コピー可）

(4) 会社の定期健康診断

【必要書類】 以下A、Bのいずれか

- A 結果通知表（コピー可）・・・「定期健康診断」又は勤務先名・保険者名の記載があること
- B 証明依頼書・・・上記結果通知表に「定期健康診断」又は勤務先名・保険者名の記載がない場合

(5) 人間ドッグなど、その他の健康診査

【必要書類】 以下A、B、Cのいずれか

- A 領収書（原本）・・・勤務先名・保険者名の記載があること
- B 結果通知表（コピー可）・・・勤務先名・保険者名の記載があること
- C 証明依頼書・・・A及びBに勤務先名・保険者名の記載がない場合

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。※平成30年分以後の所得税について適用されます。

(1) 配偶者控除

現行では一律38万円（老人控除対象配偶者は48万円）ですが、改正後は納税者本人の合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）を超える場合、控除額が逡減し、合計所得金額が1,000万円（給与収入1,220万円）を超えると適用できなくなります。

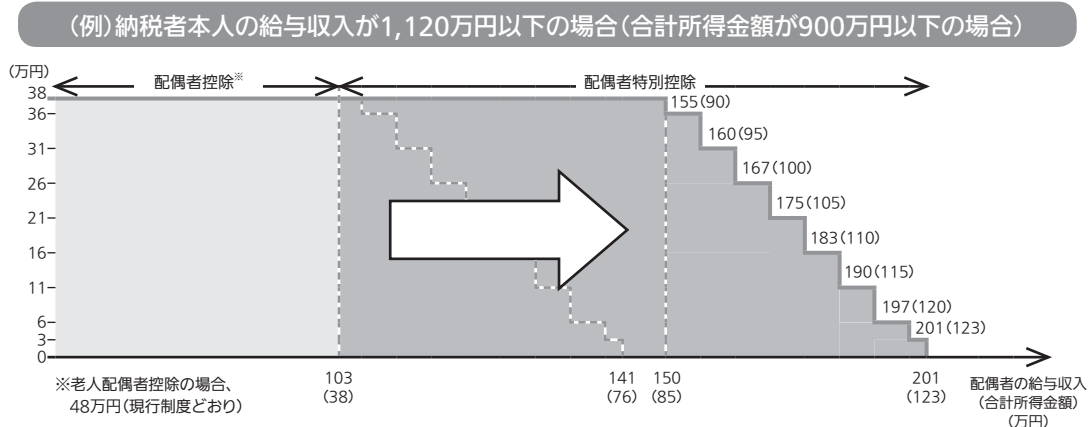
(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、現行38万円超76万円未満（給与収入103万円超141万円未満）ですが、改正後は38万円超123万円以下（給与収入103万円超201.6万円未満）となり、納税者の合計所得金額と、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の組み合わせで控除額が増減するように見直されます。

配偶者の給与収入（合計所得金額） → (単位：万円)

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950万円～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。



6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。宜しくお願いします

税務相談所名	新専担税理士名
小倉南税務相談所	野村真宏 税理士